

明治大学「内部質保証の方針」

自己点検・評価全学委員会

2013年3月13日制定

2021年1月31日改定

本学の理念・目的，教育目標及び各種方針の実現に向けて，恒常的に改善・改革を促進するため，以下のとおり，内部質保証の方針を定める。

1 方 針

(1) 階層（レベル）ごとに実施する内部質保証

内部質保証とは，大学が自律的にP D C Aサイクルを回して，教育等の質を高めていくことであり，本学では，全学レベル，ミドルレベル，マイクロレベルの3つのレベルにおいて，内部質保証を行う。

(2) 各レベルの定義

全学レベルとは，『教育・研究年度計画書』の策定とその推進について（学長方針）」の単年度計画（重点戦略）を起点とし，ミドルレベルとは各学部等の教育プログラムにおける3つのポリシーを起点とし，マイクロレベルとは，各教員の授業計画（シラバス）を起点として，P D C Aサイクルを回すことである。

(3) 全学マネジメントの下で実施する内部質保証

3つのレベルの内部質保証は，全学的マネジメントの下で行うこととする。全学的マネジメントとは，学長の直接的・間接的コントロール下にあることを指す。実際の全学的マネジメントを行うのは，直接，学長の下にある学長室（副学長及び学長室専門員）及び自己点検・評価全学委員会，教務担当副学長を通じて，間接的に学長の下にある教務部委員会などである。

(4) 内部質保証の推進に責任を負う組織

本学の内部質保証におけるP D C Aサイクルの見直しや機能強化については，自己点検・評価全学委員会が行う。

(5) 教育研究情報の適切な把握とその活用

本学における内部質保証の実効性並びに評価の客観性を高めるために，IR データ，学生調査，すなわち「大学における学びに関するアンケート」及び「授業改善アンケート」等から得られたデータ，学外の第三者を委員に含む自己点検・評価 評価委員会による提言を取り入れる。

(6) 自己点検・評価結果の公表

内部質保証を通じて得られた点検・評価の結果については，大学ホームページ等を通じて学外に公表し，学内に対しては，内部質保証について理解と情報共有を図

るために、ニューズレター等を必要に応じて発行する。

(7) 認証評価機関からの指摘について計画的な改善活動の実施

認証評価機関からの指摘について、改善を進めるため、中期目標・計画を定め、目標指標により実績を評価する『改善アクションプラン（3カ年計画）』を実施する。

2 組織体制

(1) 自己点検・評価 全学委員会

内部質保証の推進に責任を負う組織とする。学長を委員長とし、内部質保証システムの基本方針、自己点検・評価の実実施計画を決定すると同時に、全学的な自己点検・評価を行う。さらに、自己点検・評価の結果に基づく改善策を策定し、『自己点検・評価報告書』を公表する。なお、自己点検・評価の実務担当組織として、全学的な観点による点検・評価を行う「全学評価部会」と、自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う「企画編集部会」を、委員会内規にて設置する。

(2) 学長室

全学委員会の審議・決定に基づき、全学的な自己点検・評価として、「学長方針自己点検・評価」を実施し、その結果に基づき各組織の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を全学委員会に報告する。また、全学委員会が作成する『自己点検・評価報告書』及び評価委員会の「評価結果（大学に対する提言）」を基に、毎年度、「『教育・研究年度計画書』の策定とその推進について（学長方針）」を立案する。

(3) 自己点検・評価 学部等委員会

各学部、大学院研究科及び附属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ設置する。自己点検・評価全学委員会の定める方針、計画に則り、各学部・研究科等、授業を運営する諸部門等については、「教育プログラム自己点検・評価」を実施し、自己点検・評価全学委員会に報告する。学長方針の点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門は「学長方針自己点検・評価」を実施し、学長室に報告する。

(4) 自己点検・評価 評価委員会

理事長を委員長とし、第三者の学識経験者を含む委員会であり、『自己点検・評価報告書』を評価し、その評価結果を全学委員会に報告する。

3 関係校規

(1) 明治大学自己点検・評価規程（自己点検・評価の実施及び評価結果に基づく改善計画の策定）

(2) 学校法人明治大学予算管理要領（『教育・研究に関する年度計画書』の作成）

以 上